

【24 税 文】吾妻郡岩井村差出帳（元禄十一年：一六九八）

（表紙）

「持主
平治右衛門」

元禄十一年

上野国我妻郡岩井村差出帳

寅ノ八月

十兵衛

（中略）

一新田

無二御座一候

見取場

一新畑

無二御座一候

同断

一松木御林

三反五畝六歩

壹箇所

一鉄炮

但シ壹挺ニ付永五拾（文、脱）宛

五挺

一堰

無二御座一候

申候

一御朱印地

無二御座一候

御運上差上、猶仕来

一除地

但、堂社森

三拾式ヶ所

一堰

無二御座一候

申候

一御年貢林

百性林

四箇所

一竹藪

是ハ御水帳ニ百性數と御座候ヘ共

只今迄御年貢ハ差上不レ申候

一御城米

是ハ前々より譜（普）請仕節ハ、

御扶持方被ニ下置一候、并ニ

人足余村よりも被ニ仰付一候

一御年貢林

江戸廻之儀、当村より川井岸へ拾四里、内五里百性

一御城米

附送仕、残九里分、壹里ニ鑓式拾四文宛被ニ下置一候、

三箇所

一御城米

川井岸より江戸迄舟賃、百俵ニ四表半宛被ニ下置一候

四箇所

一御城米

江戸廻之儀、當村より川井岸へ拾四里、内五里百性

一御城米

附送仕、残九里分、壹里ニ鑓式拾四文宛被ニ下置一候、

三箇所

一御城米

川井岸より江戸迄舟賃、百俵ニ四表半宛被ニ下置一候

四箇所

榛名山
一馬草薪山

厚田村
川戸村
金井村

植栗村
小泉村

岩井村
新巻村
奥田村

泉沢村
九ヶ村入相

右之通、田畠壹畝壹歩之所者不レ及ニ申上一、
何ニ而茂郷分より前々御納方之儀、少茂
之儀御座候ハ、名主・年寄何分之曲事ニモ
可レ被ニ仰付一候、為ニ後日ニ仍如レ件

右九ヶ村外、白井領五町田村・箱嶋村・岡崎新田村
以上拾弐ヶ村入相之御証文写御座候御事
不ニ隠置一、委細書上仕候、若重而相違
之儀御座候ハ、名主・年寄何分之曲事ニモ
可レ被ニ仰付一候、為ニ後日ニ仍如レ件

（後略）